

平成24年度診療報酬改定関係資料 (通知)

この資料は、関係者の準備に資することを目的として、現段階の案を掲載したものです。今後、変更があり得るので、官報及び通知の内容を改めてご確認ください。

平成 24 年 3 月

厚生労働省保険局医療課

目 次

平成24年度診療報酬改定について
診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について
特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について
医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について
保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について

保 発 第 号
平 成 2 4 年 3 月 日

地方厚生（支）局長
都 道 府 県 知 事 } 殿

厚生労働省保険局長

平成24年度診療報酬改定について

標記については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第 号）等の関係告示等が別添のとおり公布され、本年4月1日から適用されることとなった。

これらの改正の趣旨及び概要は、別紙「平成24年度診療報酬改定の概要」のとおりであるので、貴管内の関係団体への周知徹底について格段の御配慮をお願いしたく通知する。